

みぶ町政だより



1 月号

昭和48年 1月24日発行

発行所 栃木県壬生町役場 (毎月24日発行)

昭和34年9月30日第三種郵便物認可一部94号



成人おめでとう

今月の人口	
総人口	27,509
男	13,704
女	13,805
世帯数	6,301

1月15日は成人の日。この日県内では、33,172人が晴れて大人の仲間入りをしました。

壬生町でも、第24回の成人式が午前10時から、494人の新成人者を招いて、中央公民館で盛大に行なわれました。

この日、会場の中央公民館には、肌寒い天候にもめげず晴れ着姿の新成人者のみなさんが集まり、町長はじめ来賓の方々から祝いと励ましのことばを受け、おとなになった自覚と誇りをもって、新しい人生の門出の喜びをかみしめていました。

＜3歳児健康診査結果＞

	3歳児数	実施児数 (実施率)	精神発達上の精密検査を必要とする児	身体的欠かんの精密検査を必要とする児
栃木保健所管内	2,976人	2,561人 (86.1%)	43人	3人
壬生町	437人	363人 (83.1%)	6人	1人

＜歯の診査＞

	むしばのないもの	むし歯のあるもの	1人当りのむし歯の数
栃木保健所管内	564人	1,997人	5.8本
壬生町	68	295	6.1

歯みがきの5つのステップ

かわいいお子さんの歯みがきブラシ、お子さんの発育年齢にあわせて5つの段階にかけてみました。丈夫な歯、強いからだをつくりましょう。歯を守るのはママの役目です。

歯みがきの方法	指導方法	年齢				
		0	1	2	3	4
ママによる清掃 ママがガーゼや綿でふいてあげる。	スプーンを持つようになれば歯ブラシも与えましょう。					
口洗(ブクブクかい) 食事やおやつ後は必ずブクブクかい。	お水でよいから歯ブラシで口の中を清掃させましょう。					
ママと一緒にみがく 子供の手をとってみがくかママが後から手伝う。	歯みがきをたのしくするようみがき粉をつけておく。歯のかみ合せを気をつけて。					
描円法で 歯の外側はかみ合せて歯ブラシで口の中を描くようにみがく。	朝とねる前の歯みがきを忘れずに。					
ローリング法で 上の歯は上から下に、下の歯は下から上にクルクルとみがきましょう。	3歳以上になれば自分でみがきます。忘れずにみがいたらほめてください。ときどきママが口の中をのぞいてください。					

意外に多いむし歯

3歳児健康診査から

最近幼児の歯の保育については、一般の関心が高くなり、検査や相談をうけ入れ人も多くなりました。乳幼児健診に3歳児は含まれていないのが現状です。「3歳の誕生日」のたどにもあるとおり、この時期は心身とも健全に発達させねばなりません。

この歯の検査で、優れた発育をしている幼児が栃木保健所に集まっています。一見石のようにかたい歯もあり、よい歯のコンクリートを行ないました。その結果、壬生町から加した、木村明人ちゃん(万町)が一位、高山ひさ子ちゃん(岡谷)が二位という優秀な成績でした。

むし歯は、日本人に一番多い病気です。歯は私たちがからだの中で最も近き器官の一つです。しかし、あまりにも身近なために、かす意味からも、幼児期から予防をしなければなりません。そのため次のようなことに注意しましょう。

私たちの国保

★医療費と保険料
お医者さんにかかる二・五割を自分で負担して支払い、四・五割は政府が負担して残り二・五割はあなた方被保険者が納めていただく保険料でまかなうことになっていきます。
は毎年ふえつづけています。医療費がふると保険料でまかなうはずの不足した場合は、保険料を値上げして補うたてまになっておりました。(地方税法)
つまり医療費がふると、それは保険料の値上げという形でわたしたち被保険者の肩にかぶさってくるわけです。医療費節約に協力ください。



レントゲン検査の結果

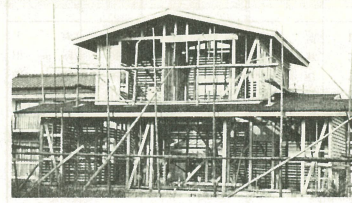
まとまる

昭和四十七年度レントゲン検査は、第一次(十八日間)、第二次(三百間)を実施しました。この検査を受けた方での再検査の通知がなかった方は、異常がありませんので安心ください。
結果悪者は、住民の健康診断(レントゲン検査)の受診率の向上とともに、早期発見、早期治療が行われ、少なくなり、健康診断率の低い高年齢層に結果悪者が偏在する傾向が予想されます。
このよきことのないよう、結核の根絶のためにも、年一回の健康診断(レントゲン検査)は必ず受けるようにしましょう。
昭和四十七年度の町内このレントゲン検査の受診状況は、下の表のようになっております。

レントゲン検査受診状況

町名	該当者数	受診者数	受診率	町名	該当者数	受診者数	受診率	町名	該当者数	受診者数	受診率
＜壬生地区＞				前宿坪	123人	89人	72.4%	西中	167	79	47.3
下中	180人	134人	74.4%	台坪	106	50	47.2	中央	170	104	61.2
表横	64	58	90.6%	星の宮	167	103	61.7	北原	132	87	65.9
下井	109	91	83.5%	至宝町	365	260	71.2	台下	103	41	39.8
上表	112	99	88.4%	六美町	270	210	77.8%	東坪	154	72	46.7
東下	268	203	75.7%	ひばりが丘	62	57	91.9%	東原	153	72	47.1
東東	223	173	77.6%	玩具用地	113	89	78.8%	西坪	132	31	23.5
東東	146	105	71.9%	東武用地	53	37	69.8%	東沼	241	175	72.6%
舟東	121	96	79.3%	壬生アパート	49	33	67.3%	小計	2,907	1,594	54.8%
栄東	202	154	76.2%	東武第二地	71	34	47.9%	＜南犬飼地区＞			
通東	215	156	72.6%	東武団地	74	51	68.9%	北林	277	189	68.2
通東	195	182	93.3%	東東第二	28	23	82.1%	小塚	462	275	59.5
好東	203	143	70.4%	東東第三	65	45	69.2%	安塚	461	348	75.5
方東	231	113	48.9%	小計	5,360	4,012	74.9%	上長	266	183	68.8
新東	259	220	84.9%	＜稲葉地区＞				上田	386	335	86.8
馬東	211	176	83.4%	釜ヶ淵	86	71	82.6%	中泉	347	245	70.6
西高	144	126	87.5%	原坪	222	116	52.3%	助谷	248	188	75.8
城高	143	95	66.4%	鹿島	209	171	81.8%	助谷	75	59	78.7
内南	204	167	81.9%	下馬木	181	82	45.3%	国谷	329	210	63.8
場南	119	103	86.6%	下町	225	148	65.8%	国谷	247	176	71.3
原宿	94	21	22.3%	上本	336	166	49.4%	国谷	114	56	49.1
向坪	95	75	78.9%	上松	226	121	53.5%	小計	3,212	2,264	70.5
上坪	50	42	84.0%	原	170	58	34.1%	合計	11,479	7,870	68.6%

これから家を 建てる方へ



最近、建てるのを新築したり増改築した場合、違反建築物として摘発を受け、工事中止命令などの行政処分を受けるケースがあった。建築主と工事施工との間にトラブルが目立つて、そこで今後このように、建築主と工事施工との間にトラブルが起きないように、建築物を建てる場合には、少なくとも次のことについては十分検討してください。

①敷地と道路
建築物を建てる場合には、事前に、その計画が建築基準法に適合しているかどうかの審査を受けるための、確認申請書提出して、建築主事の承認を受けてください。これをしないと、違反建築物となり、行政処分を受けることになりますから注意してください。

②道路について
敷地が二メートル以上狭い場合は、二メートル以上の道路と、建築基準法では幅員四メートル以上のものを道路として扱われますが、幅員が四メートル未満の道路に敷地が接しているも、建築物は建てられませんが、注意してください。なお昭和二十五年以前からある道路で、その道路に沿って建築物が立ち並んでいる場合は、幅員が四メートル未満でも道路として扱われることもあります。

また、建築物の高さは、原則として住居地域内では、二メートルで制限を受けますが、さらにその敷地の接する道路の幅員によって制限を受けます。

しかし、敷地が二メートル以上の道路に接する場合、または公園広場、水面などに接する場合は、緩和の方法があります。

このほか、道路の築造に関することや建ぺい率の問題、用途による建築制限の問題など、その地域内では建築できないものもあります。

これは、事前に関係する場合は土木事務所にお問い合わせ、十分に調査検討してください。

★救急火災は二一九番
消防三生分署
農薬電話などは
〇一九番
一般問合せなどの
電話は(2)二〇〇番

これは、事前に関係する場合は土木事務所にお問い合わせ、十分に調査検討してください。

作文募集に入選 人見のり子さん



文部省、教育委員会、県教育広協協会は、学制発布百年記念事業として、作文募集を行ないました。

これは、明治五年(学制)が発布されてから百年に当たることからそれを記念して、小・中学生児童生徒の学校における学習や生活に关する内容とした作文を募集したものです。

この募集には、数多くの作品の応募がありました。結果、県審査の結果、壬生小四年の人見のり子さんの「百周年記念」と題した作文が、こゝに入選し、表彰をうけました。

なお、人見さんの作品は、文部省発行の作文集に掲載されることになっています。

保育所へ贈り物

- 本多量
もろもろ多量
- 二月心配ごと相談所
- 第一火曜日 六日
 - 第二火曜日 十三日
 - 第三火曜日 二十日
 - 第四火曜日 二十七日
- 役場日本間
稲葉公民館
二十日
夜場日本間
二七日
南大畑公民館
第一火曜日には行政相談、人権相談も併せて開設します。
時間は、いずれも時がら三時まで

貯蓄と税金について

わたくしたちは万の消費に備えるために、預金や株式を賣うなど、いろいろな形で貯蓄をしています。これらの貯蓄には、ふつう利子や配当が付き、これらの利子や配当は所得税がかかります。しかし、少額の貯蓄の利子などについては、所得税がかからない制度があります。

一、少額預金(一五〇万円以下)などの利子の非課税
預貯金、指定金銭信託(合同運用のものに限る)、公社債投資信託、公債、特定の社員株式投資信託(ユニット型、特定のオープン型)の貯蓄については、一人一五〇万円までの利子と収益の分配金には、所得税がかからないようにする。少額貯蓄非課税制度があります。

二、少額預金(一〇〇万円以下)の利子の非課税
開債については、説明した一五〇万円以下に、別枠で額面一〇〇万円までの利子は、所得税がかからないようにする。これが、この対象となる開債は、昭和四十二年一月一日から昭和四十九年十月三十一日までの間に発行されたもので、個人が發行の日から二年以内で買入れたものです。非課税の取扱いを受けるための手続きは、の場合といた同じです。

三、勤労者財産形成貯蓄(二〇〇万円まで)の利子の非課税
サラリーマンが、勤労者財産形成貯蓄により貯蓄する場合には、昭和四十八年四月一日より、児童手当の対象範囲が拡大され、児童手当の支給要件に当たります。また、現在児童手当の支給を受けている方で、

て行なう貯蓄については、元本一〇〇万円までの利子には所得税がかからないようにすることができ、(一)三年間以上定期的に預入れをすることが必要です。

(二)三年間以上定期的に預入れをし、(三)預け入れたものは、一年間は払出しをしないこと。

なお、社内預金や共済貯金は、この財形貯蓄にはなりません。非課税の取扱いを受けるための手続きは、の場合と同じです。したがって、申告書とは、勤労先を経由して出すことになっています。

これら以外の利子や配当については、郵便貯金やこども銀行の預金を除き、所得税がかかります。

農業青色申告で 経営の合理化を

本町における農業所得は、年々増え、特に施設園芸農家は、ち、トマト、キュウリ、畜産の経営者などは毎年税金額面でも増えている。この増えは、農業委員会では、栃木県農業会議、農業改良普及及所、農林指導所等の協力を受けて、壬生支部として、壬生町農業青年申告会を組織して、記帳による適正納税を納税義務者の申告による納税のあり様を、農業経営の合理化を目的として、この趣旨に賛同する者の新規加入者の受付を行っている。

特に今後の農業経営は、記録による農業の経営の育成がさげば、これにより、収入が増え、支出が削減される。この趣旨に賛同する者の新規加入者の受付を行っている。

〇青色申告の特典
〇専従者控除
〇設備償却費
〇青色申告控除の新設
(一七、一四四)

2月の納税
お忘れなく
固定資産税
第4期分
国民年金
1・2・3月分

免許更新新時講習

二月の運転免許の更新新時講習の日程は次のとおりです。

〇九日 午前十時から
〇二十日 午後二時から
会場は、いずれも中央公民館

児童手当 支給対象範囲が 拡大されます

昭和四十八年四月一日より、児童手当の対象範囲が拡大され、児童手当の支給要件に当たります。また、現在児童手当の支給を受けている方で、

児童手当の支給を受けている方で、

児童手当の支給を受けている方で、

児童手当の支給を受けている方で、

児童手当の支給を受けている方で、

児童手当の支給を受けている方で、

児童手当の支給を受けている方で、

児童手当の支給を受けている方で、

